

令和 6 年 1 月
東京税関業務部

関係各位

日・インドネシア経済連携協定の改正品目別規則の発効について

日・インドネシア経済連携協定附属書 2（品目別規則）が改正（現行の HS2002 版から HS2017 版へ変更）され、2024 年 2 月 5 日から発効することになりました。

主な変更点及び輸入時における留意事項については、税関ホームページに掲載しておりますのでお知らせします。

【掲載】 税関ホームページ: <http://www.customs.go.jp/roo/information/idpsr2017.html>

問い合わせ先

業務部首席原産地調査官（原産地規則）

Tel: 03-3599-6527